

○経済産業省告示第九十六号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十五条第一項の規定に基づき、外国為替令第十五条第一項の規定により経済産業大臣が指定する外国為替及び外国貿易法第二十四条第一項の許可を要する特定資本取引（平成十五年経済産業省告示第九十三号）の一部を次のように改正する。

令和四年十二月五日

経済産業大臣 西村 康稔

次の表により、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>一 「略」</p> <p>二 居住者による特定資本取引（外国為替令第十四条第一項第二号に掲げる契約（同条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項第二号に掲げる契約を含まない）</p>	<p>一 「略」</p> <p>二 居住者による特定資本取引（外国為替令第十四条第一項第二号に掲げる契約（同条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項第二号に掲げる契約を含まない）</p>

む。第五号において同じ。）に基づく特定資本取引及び同項第四号に掲げる契約で金銭の借入契約に該当するもの（同条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項第四号に掲げる契約で暗号資産の借入契約に該当するものを含む。第五号において同じ。）に基づく特定資本取引を除く。）であって次に掲げる者との間で行うもの

イスレ 「略」

三・四 「略」

五 居住者による非居住者との間で行う特定資本取引（外国為替令第十四条第一項

む。）に基づく特定資本取引及び同項第四号に掲げる契約で金銭の借入契約に該当するもの（同条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項第四号に掲げる契約で暗号資産の借入契約に該当するものを含む。）に基づく特定資本取引を除く。）であって次に掲げる者との間で行うもの

イスレ 「略」

三・四 「略」

「新設」

第二号に掲げる契約に基づく特定資本取引及び同項第四号に掲げる契約で金銭の借入契約に該当するものに基づく特定資本取引を除く。）であつて、ロシアを原産地とし、海上において輸送される原油の購入価格が上限価格を超える購入に關連するもの（当該特定資本取引のうち、上限価格以下の購入価格の記載がある書面を保存し、経済産業大臣の求めに応じ、当該書面を提示することができる場合又は当該書面の入手が困難な者にあつては購入価格が上限価格以下であることを確認できる書面を保存し、経済産業大臣の

求めに応じて当該書面を提示することが
できる場合若しくは当該特定資本取引の
条件として約款に我が国の法令に基づく
制裁、禁止若しくは制限に関する特別条
項を記載している場合を除く。）

備考 第五号における用語の意義は、次に
定めるところによる。

- (1) 「原油」とは、関稅定率法（明治四
十三年法律第五十四号）別表第二七・
○九項に該当するもの（輸入割当てを
受けるべき貨物の品目、輸入の承認を
受けるべき貨物の原産地又は船積地域

〔新設〕

その他貨物の輸入について必要な事項の公表（昭和四十一年通商産業省告示第百七十号）三の七の（9）の表の下欄口に該当するものを除く。）をいう。

（2） 原油の「上限価格」とは、ウクライ

ナをめぐる現下の国際情勢に鑑み、ウクライナをめぐる問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容に沿って、我が国が講ずる輸入等に係る禁止措置の対象となるロシア連邦を原産地とする原油の上限価格を定める件（令和四年

外務省告示第四〇四号) 別表に定める
原油の上限価格をいう。

(3) 原油の「購入価格」とは、本邦又は第
三国へ海上において輸送される原油の価
格であつて、関税率法第四条第一項に
規定する課税価格に相当する価格から同
項各号に規定する費用に相当する額をそ
の含まれている限度において除いた価格
をいう。

備考 表中の「」は注記である。

附 則

この告示は、令和四年十二月五日から施行する。ただし、この告示の施行前に特定資本取引に係る契約を行った者がその契約に基づいてする取引（この告示の施行前に仕向地への輸出を目的として船

積みされた貨物であつて、令和五年一月十九日より前に当該仕向地において船卸しをされるものに係る取引に限る。）については、なお従前の例による。